

郵送等による書類の送付先が変わります

- ◆ 令和7年7月に、名古屋国税局インボイス登録センターの設置場所を移転することとしており、インボイス制度に関する書類を郵送等により提出される場合は送付先が変更となりますのでご注意ください。

- | | | |
|--------------------|----|---------------|
| ①e-Tax（データ）で提出する場合 | ▷▷ | 所轄税務署へ（従来どおり） |
| ②窓口で提出する場合 | ▷▷ | 所轄税務署へ（従来どおり） |
| ③郵送等で提出する場合 | ▷▷ | 下記の送付先へ |

名古屋国税局インボイス登録センター

令和7年7月7日(月)以降の申請書等の送付先

名称	郵送等による書類の送付先（所在地）	
	令和7年7月6日まで	令和7年7月7日以降
名古屋国税局 インボイス 登録センター	〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目17番8号	〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目 2番4号 名古屋第二国税総合庁舎

※ 送付先の変更のみで、電話番号は現在使用している番号と変更ありません。

ご留意いただきたい事項

- ◆ インボイス登録センターには受付窓口がありませんので、書面の申請書等を直接持ち込む事はできません。
- ◆ インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する一般的な相談等は受け付けておりませんので、一般的な電話相談については、インボイスコールセンターをご利用ください。

郵送等の際の宛名としてご利用ください

----- キリトリ線 -----

〒460-0001

名古屋市中区三の丸三丁目
2番4号
名古屋第二国税総合庁舎
名古屋国税局インボイス登録センター 行



インボイス登録センターでの受付書類

- ◆ インボイス登録センターでは、以下のインボイス制度に関する書類を受け付けております。
- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書
- ・ 任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書
- ・ 任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出事項の変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の死亡届出書
- ・ 任意組合等の組合員が適格請求書発行事業者でなくなった旨等の届出書
- ・ 任意組合等の清算が終了した旨の届出書



登録申請手続等は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます。
 - ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です。

申請手続



○ インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご相談は、インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】

0120-205-553（無料）

【受付時間】

9：00 ～ 17：00

（土日祝日及び年末年始を除く）

○ インボイス制度特設サイト

インボイス制度について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

インボイス制度
特設サイトへ

